

6. その他

(1) 子育て応援特別手当（平成21年度版）の準備経費及び執行停止に伴う経費について

子育て応援特別手当（平成21年度版）については、執行停止に伴い、準備を進めていただいた地方公共団体には、大変ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、準備経費及び執行停止に伴う経費については、以下のとおり、適切に対応させていただくこととしています。

① 子育て応援特別手当（平成21年度版）事務取扱交付金

市町村が行う子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給の準備に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整等に必要な経費を交付金の対象とする。

② 子育て応援特別手当（平成21年度版）特別事務取扱交付金

子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止に伴い、市町村及び都道府県において発生する違約金、撤去費、執行停止の広報・周知経費及び残務処理等に必要な経費を交付金の対象とする。

※詳細については、追って通知。

(2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

(3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について

第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2 検討

1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しの検討を行った上で、法制審議会開催の可否(民法改正の可否)を検討する。

2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

3 スケジュール

平成21年6月 研究会を立ち上げて検討開始
平成22年1月 研究会の成果の取りまとめ
法制審議会への諮問の可否検討

「児童虐待防止法見直し勉強会」において議論された論点(親権に係る制度に関連すると思われるもの)

- ・ 児童虐待を行った保護者に対する指導等に関するもの
- ・ 面会又は通信の制限に関するもの
- ・ 接近禁止命令に関するもの
- ・ 行政権限の行使に対する司法の関与に関するもの
- ・ 親権の一時・一部停止に関するもの
- ・ 未成年後見制度の在り方等に関するもの